

「医薬発明の保護と国民の生命・健康の維持に関する国内法および国際法的諸問題に関する調査研究」 第六回委員会 議事概要

日時：平成 28 年 4 月 20 日（水）10：00－12：00

場所：（一財）知的財産研究所 5階会議室

1. 検討成果発表と全体討論

発表項目（発表者）

- (1) これまでの委員会まとめ【資料6－3】 (事務局)
- (2) 医薬特許の権利化後の扱い：追加発表【資料6－4】 (中山委員)
- (3) 国際法上の医薬品アクセス問題と新たな国際的合意の必要性：追加発表
【資料6－5】 (加藤委員)
- (4) 「医薬品アクセスと知財」に関する分析方法上の課題
- (5) 権利停止案を前提とする追加検討【資料6－7】 (研究会第2グループ)

全体討論概要

・医薬品について、今までその製品を製造したことがない会社を作ろうとしてもすぐには製造できないと思う。クオリティーが不十分なものであればできるが、そういう許認可も得ていないものは薬として供給できないし、それを供給して何か副作用などの事象が起こったときに誰が責任を取るべきか、など様々な問題が起こりうるのではないかと。

・ノウハウがないと製造できない医薬品は直にはオリジネーターしか製造できない。一方、第三者が製造できる医薬品についてはオリジネーターよりも、後から技術検討できるので新しい技術を利用できる第三者の方がいいものを製造できる可能性が高い。

次回も引き続き討論を行う予定。

2. 第七回委員会の開催について【資料6－8】

・次回の委員会で各委員から提案を発言していただいて、委員会として一つの意見に取りまとめるのは難しいと思うが、論文を執筆する際に元の意見と他の委員からのアドバイスを踏まえて軌道修正するかたちで収斂させていくのがいいのではないかと。

3. 次回委員会の日程

・5月11日（水）10時より開始し、「医薬品アクセス問題」についての討論を今回の委員会に引き続き行い、その後に各委員より提言を発表予定。

以上